

内灘町中小企業経営支援利子補給金交付要綱

平成19年6月29日（告示第39号）

（目的）

第1条 この要綱は、町商工会に加入する中小企業の経営を支援するために、次条に定める融資制度により必要な資金の融資を受けた者に対し、当該融資に係る利子補給金を交付することを目的とする。

（利子補給の要件）

第2条 利子補給の対象となる資金の種類及び対象者、利子補給の額その他の要件は別表に定めるところによる。

（取扱金融機関）

第3条 取扱金融機関は、株式会社北國銀行、株式会社北陸銀行、興能信用金庫、金沢信用金庫、のと共栄信用金庫並びに株式会社福井銀行金沢医科大学病院支店及び金沢支店とする。

（利子補給金の申請）

第4条 利子補給金の交付を受けようとする者は、内灘町中小企業経営支援利子補給金申請書（様式第1号）により内灘町商工会を經由し、町長に提出しなければならない。なお、申請書には取扱金融機関が発行する証明書を添付しなければならない。

（利子補給金の交付決定）

第5条 前条の規定により利子補給金の交付申請があったときは、町長は審査のうえ交付額を決定し、内灘町中小企業経営支援利子補給金決定通知書（様式第2号）により通知する。

（利子補給金の請求）

第6条 前条の規定により交付決定を受けた者は、内灘町中小企業経営支援利子補給金請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

（利子補給金の支払）

第7条 町長は、前条の内灘町中小企業経営支援利子補給金請求書を受理した時は、利子補給金を支払うものとする。

（申請対象の対象となる期間）

第8条 この利子補給金は、平成19年7月1日から平成25年3月31日までの期間に借入れした利子補給の対象となる資金に限り取扱うものとする。ただし、石川県経営安定支援資金・経営安定支援融資資金（緊急経営安定支援分）については、平成20年11月1

2日から平成25年3月31日までの期間とし、石川県経営安定支援資金・経営安定支援融資資金（東日本大震災対策分）については、平成23年7月1日から平成25年3月31日までの期間とする。

（利子補給金の返還）

第9条 利子補給金の交付を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、利子補給金交付の決定を取り消し、また既に交付した補給金の全額もしくは一部を返還させることができる。

- （1） この要綱に違反したとき。
- （2） 偽りその他不正な手段により、利子補給金を受けたとき。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成19年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、第8条の申請対象の終了の日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

（内灘町中小企業経営安定支援利子補給要綱の廃止）

- 3 内灘町中小企業経営安定支援利子補給要綱（平成10年内灘町告示第14号）は、廃止する。

（経過措置）

- 4 この要綱の施行の際、旧内灘町中小企業経営安定支援利子補給要綱により現に利子補給金を受けている者については、この要綱第6条の規定により交付決定されたものとみなす。

附 則（平成20年3月24日告示第16号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年8月13日告示第51号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年12月25日告示第77号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成20年11月12日から適用する。

（利子補給の額の特例）

- 5 平成21年2月1日から平成24年3月31日までの間、別表の規定にかかわらず、同表利子補給の額の欄（石川県経営安定支援資金・災害対策融資資金の項を除く。）中「借入金利率の内の0.5%分」とあるのは、「借入金利率の内の1%分（ただし、借入金利率が1%を下回った場合はその率分）」とする。

附 則（平成21年1月30日告示第3号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成21年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の内灘町中小企業経営支援利子補給金交付要綱の規定は、利子補給の交付の決定を受けた者が、平成21年2月分として支払うべき返済分から適用し、同月分の前に支払うべき返済分については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年3月31日告示第40号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月23日告示第11号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月25日告示第22号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年7月1日告示第51号)

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の内灘町中小企業経営支援利子補給金交付要綱第二条の別表は、利子補給の額については、利子補給の交付の決定を受けた者が、平成24年4月分として支払うべき返済分から適用し、同月分の前に支払うべき返済分については、なお従前の例による。また、対象者については、平成24年3月31日までに交付決定を受けた者については、なお従前の例によるとする。

別表（第2条関係）

| 対象となる資金の種類 | 対象者 | 利子補給の額 | 対象期間 | 限度額 |
|-----------------------------------|--|---------------------------|------|------|
| 石川県経営安定支援資金・小口融資資金 | 次の全ての要件を満たしている内灘町内の中小企業者 <ul style="list-style-type: none"> ・町商工会に加入していること ・町内に一年以上住所及び事業所又は事務所を有していること。 ・町内において一年以上同一事業を営んでいること。 ・町税を完納していること。 | 借入金利率の1／2分(ただし上限1.0%とする。) | 2年以内 | 2千万円 |
| 石川県経営安定支援資金・小口零細融資資金(零細分) | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 石川県経営安定支援資金・小口零細融資資金(創業者支援分) | 次の全ての要件を満たしている内灘町内の中小企業者 <ul style="list-style-type: none"> ・町商工会に加入していること。 ・町内に住所を有し、町内に事業所又は事務所を設けること。 ・町税を完納していること。 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 石川県経営安定支援資金・経営安定支援融資資金(緊急経営安定支援分) | 次の全ての要件を満たしている内灘町内の中小企業者 <ul style="list-style-type: none"> ・町商工会に加入していること。 ・町内に一年以上住所及び事業所又は事務所を有している | 〃 | 〃 | 〃 |

| | | | | |
|-----------------------------------|--|---------------------------|----------|---------|
| | <p>こと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内において一年以上同一事業を営んでいること。 ・町税を完納していること。 | | | |
| 石川県経営安定支援資金・経営安定支援融資資金(東日本大震災対策分) | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 石川県経営安定支援資金・災害対策融資資金 | 〃 | 借入金利率の内、町長が別に定める | 全ての償還が対象 | 1千500万円 |
| 石川県構造改革支援資金・事業転換支援融資資金 | 〃 | 借入金利率の1／2分(ただし上限1.0%とする。) | 2年以内 | 2千万円 |
| 石川県構造改革支援資金・創業者支援融資資金 | <p>次の全ての要件を満たしている内灘町内の中小企業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町商工会に加入していること。 ・町内に住所を有し、町内に事業所又は事務所を設けること。 ・町税を完納していること。 | 〃 | 〃 | 〃 |

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

内灘町長 様

所在地

事業所名

代表者名

㊟

内灘町中小企業経営支援利子補給金申請書

内灘町中小企業経営支援利子補給金交付要綱に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請いたします。

記

1. 融資を受けている制度名

- ①石川県経営安定支援資金・小口融資資金制度
- ②石川県経営安定支援資金・小口零細融資資金（零細分）制度
- ③石川県経営安定支援資金・小口零細融資資金(創業者支援分)制度
- ④石川県経営安定支援資金・経営安定支援融資資金(緊急経営安定支援分)制度
- ⑤石川県経営安定支援資金・経営安定支援融資資金(東日本大震災対策分)制度
- ⑥石川県経営安定支援資金・災害対策融資資金制度
- ⑦石川県構造改革支援資金・創業者支援融資資金制度
- ⑧石川県構造改革支援資金・事業転換支援融資資金制度

2. 融資を受けている金額

_____ 千円

3. 融資期間

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

4. 融資利率

年 %

5. 添付書類

- ①取扱金融機関証明書
- ②町税納税証明書

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

内灘町長

内灘町中小企業経営支援利子補給金決定通知書

年 月 日付けで申請のあった内灘町中小企業経営支援利子補給金について下記のとおり交付することに決定したので通知します。

ただし、償還金の延滞、遅延、繰上償還等が発生した場合は、利子補給を受けることができません。

記

交付決定額 金 _____ 円

様式第3号 (第6条関係)

年 月 日

内灘町長 様

所在地

事業所名

代表者名

㊤

内灘町中小企業経営支援利子補給金請求書

内灘町中小企業経営支援利子補給金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり利子補給金を請求します。

記

金 _____ 円

振込先金融機関

| 金融機関名 | 種別 | 口座番号 | 口座名義人 |
|------------|----|------|-------|
| 銀行 信用金庫 | 普通 | | |
| 支店 | 当座 | | |